

平成30年9月20日

特定健診実施医療機関各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
健診担当理事 志村 純一

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いの
一部変更について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 笹生 正人

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の
医療費控除の取扱いの一部変更について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省健康局長、同保険局長長の連名により
日本医師会あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して周知
依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願いいたします。

なお、同通知は、神奈川県医師会公衆衛生委員会専用ホームページに掲載い
たしましたので、閲覧もしくはダウンロードをお願いいたします。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：會澤

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail m-aizawa@kanagawa.med.or.jp



年税第 47 号
平成 30 年 8 月 8 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の
医療費控除の取扱いの一部変更について

今般、厚生労働省健康局長・保険局長より、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いの一部変更について、本会に対し、別添の通り、周知方依頼がありました。

なお、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、平成 20 年 6 月 3 日付け都道府県医師会長宛通知文「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」（日医発第 271 号）でご案内しております。

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、別添の別紙 1（平成 20 年 5 月 19 日付け健発 0519004 号・保発 0519001 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」）により整理されていたところですが、平成 30 年度からの第三期特定健康診査等実施計画期間における運用の変更等を踏まえ、当該通知を一部変更し、医療費控除を受けられる者の具体的な要件について、「Non-HDL コレステロール」が 170mg/dl 以上の者を追加することとなりましたが、基本的に保険者や実施機関における手続きを変更させるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会医師会への本件の周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

- 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いの一部変更について（日本医師会長宛添書、厚生労働省健康局長・保険局長）
- 別紙1 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて（平成20年5月19日付け健発0519004号・保発0519001号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知）
- 別紙2 〈変更後〉別添3 医療費控除を受けられる者の具体的な要件について
- 別紙3 〈変更後〉別添4 取扱いのイメージ（参考）

健 発 0730 第 2 号
保 発 0730 第 14 号
平成 30 年 7 月 30 日

日本医師会 殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の
医療費控除の取扱いの一部変更について

平成 20 年度の税制改正により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分が、医療費控除の対象範囲に含まれることとされています。

この具体的な取扱いについては、別紙 1 の平成 20 年 5 月 19 日付け健発 0519004 号・保発 0519001 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」（以下「平成 20 年通知」という。）により整理していますが、今般、平成 30 年度からの第三期特定健康診査等実施計画期間における運用の見直し等を踏まえ、下記のとおり取扱いを一部変更しますので、管内の市町村及び貴下会員等への周知とともに、実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知の内容については国税庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 医療費控除を受けられる者の具体的な要件について

平成 20 年通知の別添 1 の記 1 において、医療費控除を受けられる者は、「特定保健指導を受けた者のうち、日本高血圧学会（血圧測定）、日本動脈硬化学会（血中脂質検査）又は日本糖尿病学会（血糖検査）の診断基準を満たす者」とされており、この具体的な要件を平成 20 年通知の別添 3 で示している。

これに関して、第三期からの特定健診の運用の見直しにより、平成 30 年度から、定期健康診断等において、中性脂肪が 400mg/dl 以上や食後採血のため、LDL コレステロールの代わりに Non-HDL コレステロールを用いて評価した場合であっても、血中脂質検査を実施したとみなすこととする取扱いとしたことに伴い、平成 20 年通知の別添

3の表を以下のとおりとする（下線部を追加及び変更する）。（※）

（※）当該変更を踏まえ、平成20年通知の別添3の表を、別紙2の表に差し替える。

血圧	ア：収縮期血圧	140mmHg 以上	日本高血圧学会
	イ：拡張期血圧	90mmHg 以上	
脂質	ウ：中性脂肪	150mg/dl 以上	日本動脈硬化学会
	エ：LDL コレステロール	140mg/dl 以上	
	オ： <u>Non-HDL コレステロール</u>	<u>170mg/dl 以上</u>	
	カ：HDL コレステロール	40mg/dl 未満	
血糖	キ：空腹時血糖	126mg/dl 以上	日本糖尿病学会
	ク：HbA1c	6.5%以上	

2. 医療費控除の申告方法について

平成20年通知の別添1の記3の(1)において、医療費控除の申告に当たっては、確定申告書に、特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書を添付することとされている。

これについて、平成29年度の税制改正において、所得税法（昭和40年法律第33号）が改正され、平成29年分以後の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に代えて、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することとされた。これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除についても、特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書の確定申告書への添付に代えて、「医療費控除の明細書」の添付が必要な取扱いとされた。（※）

なお、これまで提出することとされていた領収書については、平成29年分以後の確定申告からは提出が不要な取扱いとなったが、確定申告期限等から5年間は税務署長から当該領収書の提示又は提出が求められる可能性があるため、医療費控除の適用を受ける者は、平成20年通知の別添1の記3における必要な事項が記載された領収書を保存しておく必要があるとされていることに留意されたい。

（※）平成31年分までの確定申告については、従来どおり領収書の添付によることもできるとされている。

（※）当該申告方法の変更を踏まえ、平成20年通知の別添4を、別紙3に差し替える。

以上